

大島、安水、上西谷、三軒屋、下古屋、座性等  
四 立ち入ろうとする期間  
昭和四十一年九月二日から昭和四十二年九月一日まで

## 鳥取県告示第四百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類 千代川改修工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域  
八頭郡河原町大字今在家地内
- 四 立ち入ろうとする期間  
昭和四十一年九月二日から昭和四十二年三月三十一日まで

## 鳥取県告示第四百五十九号

鳥取都市計画鳥取火災復興地区画整理事業施行地第六工区の宅地について、昭和四十一年八月二十六日換地処分があつたので、地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第百三條第四項後段の規定により告示する。

昭和四十一年九月二日

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

## 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日には、当  
たる翌日)

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

## (昇給期間の短縮)

2 昭和四十一年四月一日（以下この項において「適用日」という。）の前日までに昇格させた職員に対する適用日以後における最初の昇給については、その者の適用日における号給又は給料月額について定められてゐる昇給期間から三月を減じた期間をもつて昇給期間とみなすものとし、当該昇格させた職員を適用日以降一等級の職に昇任させる場合における昇給については、昇任に伴う昇給期間の短縮は行なわない。

3 改正前の規則の規定に基づいて、この規則の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

昭和四十一年九月六日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項に次のとおり改正する。  
ただし、第四項の規定に基づいて昇格させた職員に対する昇格後にお

				るの項の(1)の表中
市道境停車場線　境港市中町五九番地地先から同市本町二〇番地地先までの間		二一〇メートル	右	同
一般国道九号線　気高郡気高町大字酒津字西松ヶ谷九七一番地地先から同町大字酒津字樽谷一九二番地地先までの間		二一〇メートル	右	同
一般国道九号線　気高郡青谷町大字長和瀬六一一の一一番地地先から同地内官有無番地地先までの間	四二六メートル	右	同	同上区間車両の駐車を禁止する。別図出の区間駐車禁止

中の項の(1)の表中

५८

に改める。

五〇

公安局員會告示

施行する。

鳥取県公安委員会告示第三十四号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十一年九月七日から

年九月六日

四

(第三種郵便物認可)

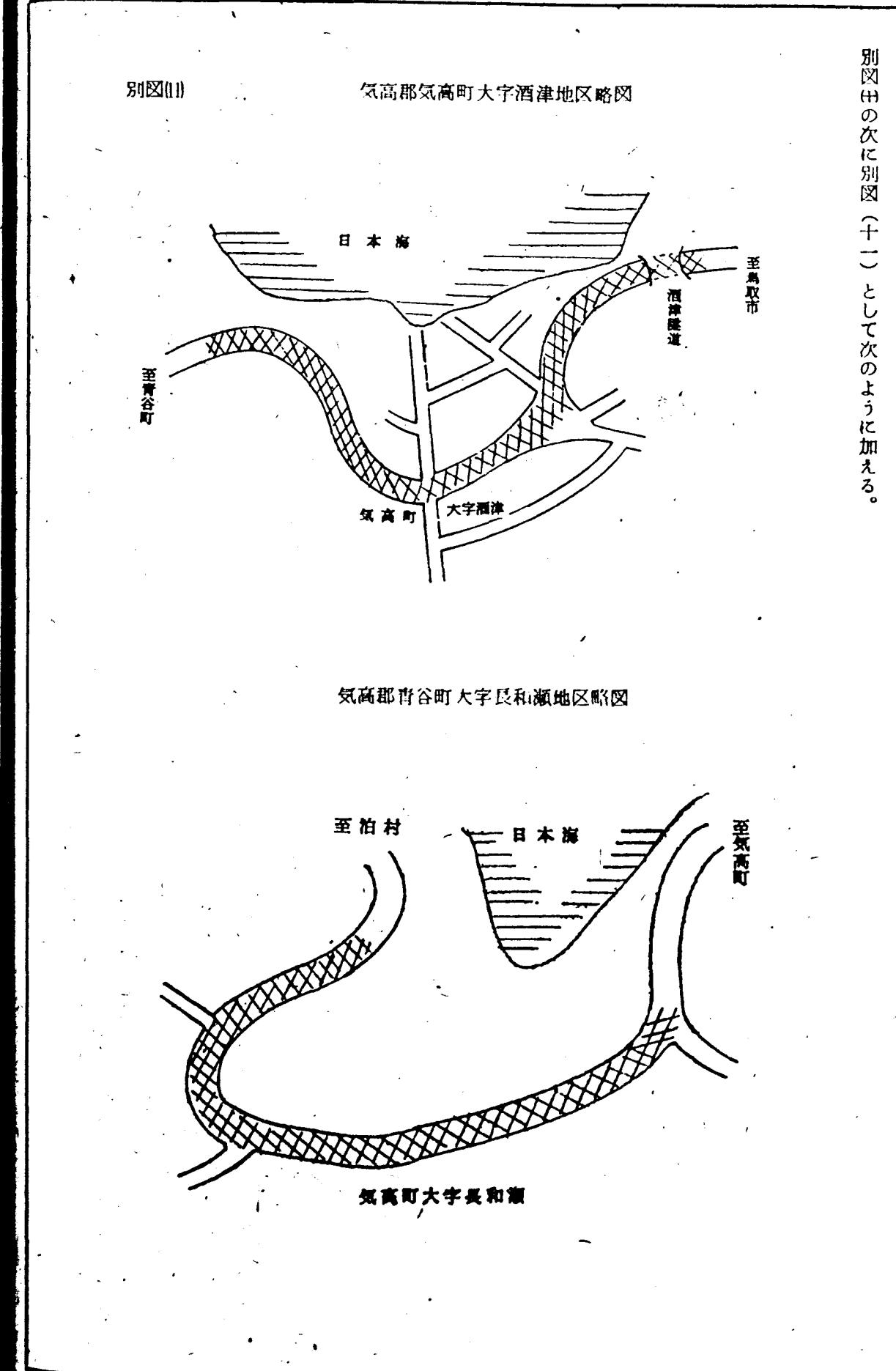
西伯郡中山町岡六一一番地地先	天野蠣代司方前
〃 〃 下甲一、〇二七の四番地地先	一
日野郡溝口町溝口三〇七の二番地地先	一 溝口中学校前
日野郡溝口町溝口三〇七の二番地地先	一 溝口中学校前
〃 〃 〃 三三二番地の三地先十字路	二 鬼守橋東詰
	に改める。

西町三九八番地地先	一 曉風小学校入口
" 三丁目一〇七番地地先	一 正門前
" 安長字前内の巷三九二番の一地地先	一 伊谷質店前
" 材木町一八一一番地地先	一 湯所郵便局前
" 新町五三番地地先	一 富士銀行鳥取支店前
" 東品治町一一四の一一番地地先	一 谷岡薬局前
" 相生町二丁目四〇四番地地先	一 一
" 片原五丁目二一八番地地先	一 一
" 田島四七一一番地地先	一 一
" 字西土居五四二の一一番地地先	一 一
" 六三七番地地先	一 一
" 西品治一三二番地地先	一 富桑小学校前
" 東伯町大字達東一、〇七五の九番地地先	一 一
" 東伯町大字達東一、〇七五の九番地地先	一 一
" 大字徳万五九五番の二地先	一 一
西伯郡中山町岡六一一番地地先	一 天野輝代方前

8  
の項中

人事委員会規則					
職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則をここに公布する。					
昭和四十一年九月六日					
鳥取県人事委員会規則第三十四号					
職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則					
(目的)					
第一条 この規則は、職員団体の登録に関する条例(昭和四十一年八月三日 取締条例第二十四号。以下「条例」といふ。)第六条の規定に基づき、 職員団体の登録の申請書等の様式を定めることを目的とする。					
(登録の申請書等の様式)					
第二条 条例第二条第一項に規定する申請書は、様式第一号による。					
2 条例第二条第二項第一号に規定する書類は、様式第一号により、同条 同項第二号に規定する書類は、様式第三号による。					
(規約等の変更又は解散の届出書等の様式)					
第三条 条例第四条第二項に規定する届出書は、規約の変更に係るものは 様式第四号により、条例第二条第一項に規定する申請書の記載事項の変 更に係るものは様式第五号により、解散に係るものは様式第六号による。					
2 条例第四条第三項に規定する書類は、様式第十一号による。					
附 則					
この規則は、公布の日から施行する。					

区分	名称等	名 称	所 在 地	備 考
	主たる事務所			
	その他の事務所			



別図IIの次に別図(II)として次のように加える。



